

米国の医療保険制度

Point!



日本と米国の
医療保険制度の違い

メディケア・フォー・
オールとは

米国の民間保険会社の
株価の変動

日本と米国の医療保険制度の違い

日本では、子供からお年寄りまで国民全員が公的医療保険に加入する国民皆保険制度を設けているため、保険料を納めることで、安心して医療サービスを受けることができます。

一方、米国には国民全員を対象とする公的医療保険はありません。公的医療保険は65歳以上の高齢者や65歳未満の身体障害者などを対象とするメディケアと、低所得者を対象とするメディケイドの2種類のみです(図1)。そのため、それ以外の人は民間医療保険に加入する必要があります(図2)。

また、米国の医療費はもともと高額な上(図3)、医療技術の進歩によって、医療費がさらに高騰しています。その結果、民間医療保険の保険料も上がり、保険料が支払えず、無保険者になり、必要な医療サービスを受けられないという問題も起きています。

メディケア・フォー・オールとは

このような状況下、2019年2月末に、米国でメディケア・フォー・オール(国民皆保険制度)法案が民主党より提出されました。これは、公的医療保険の対象者を国民全員に拡大する法案です。

米国の民間保険会社の株価の変動

もし、同法案が実現すると、現在米国の多くの人が加入している民間医療保険の事業が奪われるとの懸念から、同法案が提出された後に米国の民間医療保険会社の株価は、下落しました。

しかし2019年11月、民主党のウォーレン上院議員が同法案について、民間医療保険を残したうえで公的医療保険の対象者を段階的に広げるといふ、ゆるやかな修正案を発表しました。それを好感し、米国の民間医療保険会社の大手ユナイテッドヘルス・グループの株価は上昇し、11月18日のダウ工業株30種平均株価を押し上げました。

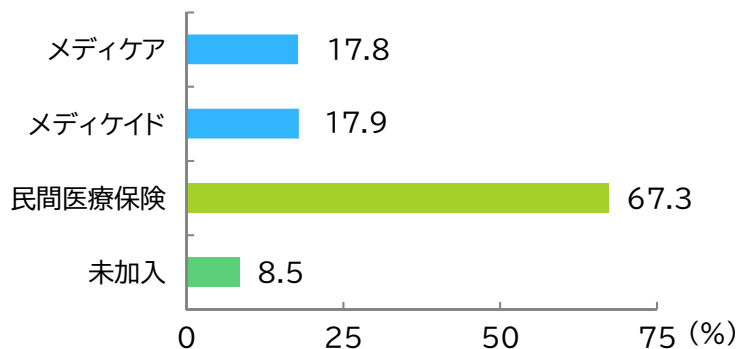
今後も2020年11月の大統領選挙まではヘルスケアが政治的な争点の1つとなり、関連する株価は敏感に反応する可能性があります。

・・・(図1)米国の公的医療保険

	メディケア	メディケイド
対象	<ul style="list-style-type: none"> 65歳以上の高齢者 65歳未満の身体障害者、末期腎臓疾患患者 	<ul style="list-style-type: none"> 低所得者
運営	<ul style="list-style-type: none"> 連邦政府 	<ul style="list-style-type: none"> 州政府(州ごとに対象となる医療サービスの種類や範囲、給付期間が異なる)

(出所)各種資料を基に三菱UFJ国際投信作成

・・・(図2)米国民の医療保険の加入先(2018年)



・メディケアに加入する人の中に民間医療保険にも加入する人がいるため、合計は100%になりません。

(出所)アメリカ合衆国国勢調査局「Health Insurance Coverage in the United States:2018」のデータを基に三菱UFJ国際投信作成

・・・(図3)米国の医療費の一例

診察内容	医療費	円換算
初診料	約150ドル～	約16,000円～
	約300ドル	約33,000円
専門医を受診	約200ドル～	約22,000円～
	約500ドル	約54,000円
入院の際の 室料	1日約2,000ドル～	1日約217,000円～
	約3,000ドル	約326,000円
虫垂炎で 入院・手術(1日)	約10,000ドル以上	約1,087,000円以上
歯1本の治療	約1,000ドル	約109,000円

・1ドル=108.69円(2019年11月22日)で円換算しております。
・マンハッタン地区の場合

(出所)在ニューヨーク日本国総領事館HPを基に三菱UFJ国際投信作成

・上記は、過去の実績・状況または作成時点での見通し・分析であり、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。
※【本資料に関するご注意事項等】の内容を必ずご覧ください。

【本資料に関するご注意事項等】

投資信託のリスクとお客さまにご負担いただく費用について

◎投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債およびリート等の値動きのある証券を投資対象としているため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動します。これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資にあたっては投資信託説明書(交付目論見書)、目論見書補完書面等をよくご覧ください。

◎投資信託に係る費用について

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

■購入時(ファンドによっては換金時)に直接ご負担いただく費用

購入時(換金時)手数料・・・上限 3.3%(税込)

※一部のファンドについては、購入時(換金時)手数料額(上限 38,500円(税込))を定めているものがあります。

■購入時・換金時に直接ご負担いただく費用

信託財産留保額・・・ファンドにより変動するものがあるため、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を表示することができません。

■投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用

運用管理費用(信託報酬)・・・上限 年率3.41%(税込)

※一部のファンドについては、運用実績に応じて成功報酬をご負担いただく場合があります。

その他の費用・手数料・・・上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。投資信託説明書(交付目論見書)、目論見書補完書面等でご確認ください。

※その他の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計金額等を記載することはできません。

《ご注意》

上記のリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、三菱UFJ国際投信が運用するすべての公募投資信託のうち、ご負担いただくそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書(交付目論見書)、目論見書補完書面等をご覧ください。

【本資料のご利用にあたっての注意事項等】

■本資料は、ヘルスケア関連の情報をご提供するために三菱UFJ国際投信が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。

■投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。

■投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

■本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。

■本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。

■投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。ご自身でご判断ください。

■クローズド期間のある投資信託は、クローズド期間中は換金の請求を受け付けることができませんのでご注意ください。

本資料の作成は



三菱UFJ国際投信

三菱UFJ国際投信株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

[FP19-05590]